

JAS 1703

日本農林規格
JAPANESE AGRICULTURAL
STANDARD

しょうゆ

Soy sauce (*Shoyu*)

2004年 9月 13日 制定
 2021年 1月 25日 改正

農林水産省

目次

ページ	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 品質	3
4.1 こいくちしょうゆ	3
4.2 うすくちしょうゆ	3
4.3 たまりしょうゆ	4
4.4 さいしこみしょうゆ	5
4.5 しろしょうゆ	6
5 試験方法	7
5.1 一般	7
5.2 色度	8
5.3 全窒素分	8
5.4 無塩可溶性固形分	10
5.5 直接還元糖	12

まえがき

この規格は、日本農林規格等に関する法律第5条において準用する同法第4条第1項の規定に基づき、日本醤油協会から、日本農林規格原案を添えて日本農林規格を改正すべきとの申出があり、日本農林規格調査会の審議を経て、農林水産大臣が改正した日本農林規格である。これによつて、しようゆの日本農林規格（令和元年6月27日付け農林水産省告示第475号）は改正され、この規格に置き換へられた。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣及び日本農林規格調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に關わる確認について、責任はもたない。

(2)

(3)

日本農林規格
JAS
1703 : 2021

しょうゆ

Soy sauce (Shoyu)

1 適用範囲

この規格は、しょうゆのうち、こいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしおうゆ及びしろしおうゆの品質について規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最終版（直翻を含む。）を適用する。

CODEX STAN 192 食品添加物に関する規格

JIS K 0061 化学製品の密度及び比重測定方法

JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水

JIS R 0970 ピストン式ビベット

JIS Z 8781-4 測色—第4部：CIE 1976 L*a*b*色空間

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1
砂糖類
砂糖、糖蜜及び糖類

3.2
しょうゆこうじ
大豆（脱脂加工大豆を含む。以下同じ。）又は大豆及び米、米等の穀類（これに小麦グルテンを加えたもの）を蒸煮その他の方で処理して、こうじ菌を培養したもの

3.3
もろみ
しょうゆこうじ又はしょうゆこうじに米を蒸し、若しくは膨化したもの若しくはこれをこうじ菌によって糖化したものを加えたものに食塩水又は生揚げを加えたもの

3.4
生揚げ
生揚げさせ、及び熟成させたもの又はこれに小麦グルテンを加えたものをしょウゆこうじの原料とし、かゝ、製造工程において色沢の濃化を抑制したもの

3.6 酵素分解調味料

大豆等の植物性たん白質を酸によって処理したもの

3.7 発酵分解調味料

小麦グルテンを発酵させ、分解したもの

3.8 しょうゆ

次に掲げるもの（これらに砂糖類、アルコール等を補助的に加えたものを含む。）

- a) 本醸造方式によるもの もろみを発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料〔製造工程においてセルラーゼ等の酵素（たん白質分解酵素）にあつては、しろしおうゆのたん白質を主成分とする物質による昆蟲を防止する目的で生搾りの加熱処理時で使用されるものに限る。〕を補助的に使用したものを作り、及び混合醸造方式によるもの もろみにアミノ酸液、酵素分解調味液又は発酵分解調味料
- b) 混合方式によるもの 熟成させて得られた清澄な液体調味料
- c) 混合方式によるもの a), b)若しくは生揚げ又はこのうち2つ以上を混合したものにアミノ酸液、酵素分解調味液若しくは発酵分解調味液又はこのうち2つ以上を混合したものを作り、及び

3.9 こいくちしおうゆ

しょウゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしょウゆこうじの原料とするもの

3.10 うすくちしおうゆ

しょウゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類若しくは小麦グルテンを加えたものをしょウゆこうじの原料とし、かつ、もろみは米を蒸し、若しくは糖化したもの又はこれをこうじ菌によって糖化したものを作り、及び

3.11 たまりしおうゆ

しょウゆのうち、大豆若しくは大豆に少量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしょウゆこうじの原料とするもの

3.12 さしこみしおうゆ

しょウゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしょウゆこうじの原料とし、かつ、もろみは食塩水の代わりに生揚げを加えたものを使用するもの

3.13 しろしおうゆ

しょウゆのうち、少量の大豆に麦を加えたもの又はこれに小麦グルテンを強く抑制したものを作り、及び

3.14 アミノ酸液等の使用割合
原料として使用したアミノ酸液、酵素分解調味液及び溶酵分解調味液の全窒素の製品の全窒素に対する割合

4 品質

4.1 こいくちしようゆ

こいくちしようゆの品質は、表1の等級ごとの品質基準に適合していかなければならぬ。

表1 こいくちしようゆの等級ごとの品質基準

区分	本醸造方式によるものであること。	—	—
製造方式	本醸造方式によるものであらすこと。	—	—
性状	よく発酵、熟成した醸造こいくちしようゆの特徴である独特の透明感のある鮮やかな赤橙色を呈し、特有のかな赤橙色を呈し、特有のかな赤橙色を呈す。香りと円熟した醸味及びうまみを有してあり、その全てが優良であり、かつ、異味異臭及びかびがないこと。	こいくちしようゆ独特の透 明感のある鮮やかな赤橙色を呈し、特有の香りと円熟した醸味及びうまみを有してあり、その全てが良好であり、かつ、異味異臭及びかびがないこと。	こいくちしようゆ独特の透 明感のある鮮やかな赤橙色を呈す。香りと円熟した醸味及びうまみを有してあり、その全てが良好であり、かつ、異味異臭及びかびがないこと。
色度	5.2 によって試験したとき、 しようゆの標準色 18番 JIS Z8781-4 の物体色の表示方法による L^* (明度指数) = 300, $a^* = -46.1$, $b^* = 51.6$ とする。以下同じ。未満。ただし、火入れを行はず、火入れの殺菌処理と同等な処理を行つたものにあっては、しようゆの標準色 22番 JIS Z 8781-4 の物体色の表示方法による L^* (明度指数) = 367, $a^* = 45.6$, $b^* = 62.9$ とする。以下同じ。未満。	5.2 によって試験したとき、 しようゆの標準色 18番未満。	5.2 によって試験したとき、 しようゆの標準色 18番未満。

表1-こいくちしようゆの等級ごとの品質基準(続き)

区分	基準		
	特級	上級	標準
原材料	次のもの以外のものを使用していないこと。 a) 大豆 b) 小麦、大麥及び裸麥 c) 米 d) はと麦 e) 小麥グルテン f) 食鹽 g) アミノ酸液、酵素分解調味液及び酵解分解調味液 h) 砂糖類 i) アルコール、焼酎及び清酒 j) 米酵解調味料、醸造酢、みりん及びみりん風調味料		標準
添加物	次による。 a) CODEX STAN 192.3.2 の規定に適合するものであつて、かつ、その使用条件は同規格 3.3 の規定に適合していること。 b) 使用量が正確に記載され、かつ、その記録が保管されているものであること。 c) a)の規定に適合している旨の標識が、一般消費者が、一般用の製品に使用する場合によつて伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する場合にあつては、この限りでない。 d) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法。 2) 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示する方法。 3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法。 4) 製品に開けた窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該一般消費者に伝達する方法。		
内容量	表示容積に適合していること。		

4.2 うすくちしようゆ

うすくちしようゆの品質は、表2の等級ごとの品質基準に適合していないければならない。

全窒素分	5.3 によって試験したとき、 1.50 g/100 mL 以上。	5.3 によって試験したとき、 1.20 g/100 mL 以上。
無盐可溶性固形分	5.4 によって試験したとき、 16 g/100 mL 以上。	—

表2-うすくちしょゆの等級ごとの品質基準

区分	特級	標準
製造方式	表1 の製造方式の基準による。	—
性状	よく発酵、熟成した醸造うすくちしょゆの特徴である独特的の黄色みを含んだ淡い赤橙色を呈し、特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しており、その全てが良好であり、かつ、異味及び不快なことがあります。	うすくちしょゆの特徴である独特的の黄色みを含んだ淡い赤橙色を呈し、特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しており、その全てが良好であり、かつ、異味及び不快なことがあります。
色度	5.2 によって試験したとき、しょうゆの標準色 22 番以上。	5.2 によって試験したとき、しょうゆの標準色 18 番以上。
全塗素分	5.3 によって試験したとき、1.15 g/100 mL 以上。	5.3 によって試験したとき、1.05 g/100 mL 以上。
無塩可溶性固形分	5.4 によって試験したとき、14 g/100 mL 以上。	5.4 によって試験したとき、12 g/100 mL 以上。
原材料	表1 の原材料の基準による。	—
添加物	表1 の添加物の基準による。	—
内容量	表1 の内容量の基準による。	—

4.3 たまりしょゆ

たまりしょゆの品質は、表3の等級ごとの品質基準に適合していかなければならぬ。

表3-たまりしょゆの等級ごとの品質基準

区分	特級	標準
製造方式	表1 の製造方式の基準による。	—
性状	よく発酵、熟成した醸造たまりしょゆの特徴である独特的の赤褐色を呈し、特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しております、その全てが良好であり、かつ、異味及び不快なことがあります。	よく発酵、熟成した醸造たまりしょゆの特徴である独特的の赤褐色を呈し、特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しております、その全てが良好であり、かつ、異味及び不快なことがあります。
色度	5.2 によって試験したとき、しょうゆの標準色 22 番未満。	—
全塗素分	5.3 によって試験したとき、1.60 g/100 mL 以上。	5.3 によって試験したとき、1.40 g/100 mL 以上。
無塩可溶性固形分	5.4 によって試験したとき、16 g/100 mL 以上。	5.4 によって試験したとき、13 g/100 mL 以上。
原材料	表1 の原材料の基準による。	—
添加物	表1 の添加物の基準による。	—
内容量	表1 の内容量の基準による。	—

4.4 さいしこみしょゆ

さいしこみしょゆの品質は、表4の等級ごとの品質基準に適合していかなければならぬ。

表4-さいしこみしょゆの等級ごとの品質基準

区分	特級	標準
製造方式	表1 の製造方式の基準による。	—
性状	よく発酵、熟成した醸造うすくちしょゆの特徴である独特的の黄色みを含んだ淡い赤橙色を呈し、特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しております、その全てが良好であり、かつ、異味及び不快なことがあります。	よく発酵、熟成した醸造さいしこみしょゆの特徴である独特的の赤褐色を呈し、特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しております、その全てが良好であり、かつ、異味及び不快なことがあります。
色度	5.2 によって試験したとき、しょうゆの標準色 22 番以上。	5.2 によって試験したとき、5.3 によって試験したとき、1.40 g/100 mL 以上。
全塗素分	5.3 によって試験したとき、1.15 g/100 mL 以上。	5.3 によって試験したとき、1.05 g/100 mL 以上。
無塩可溶性固形分	5.4 によって試験したとき、14 g/100 mL 以上。	5.4 によって試験したとき、12 g/100 mL 以上。
原材料	表1 の原材料の基準による。	—
添加物	表1 の添加物の基準による。	—
内容量	表1 の内容量の基準による。	—

4.5 しろしょゆ

しろしょゆの品質は、表5の等級ごとの品質基準に適合していかなければならぬ。

区分	特級	標準
製造方式	表1 の製造方式の基準による。	—
性状	よく発酵、熟成した醸造たまりしょゆの特徴である独特的の赤褐色を呈し、特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しております、その全てが良好であり、かつ、異味及び不快なことがあります。	よく発酵、熟成した醸造たまりしょゆの特徴である独特的の赤褐色を呈し、特有の香りと円熟した塩味及びうまみを有しております、その全てが良好であり、かつ、異味及び不快なことがあります。
色度	5.2 によって試験したとき、しょうゆの標準色 22 番未満。	—
全塗素分	5.3 によって試験したとき、1.60 g/100 mL 以上。	5.3 によって試験したとき、1.40 g/100 mL 以上。
無塩可溶性固形分	5.4 によって試験したとき、16 g/100 mL 以上。	5.4 によって試験したとき、13 g/100 mL 以上。
原材料	表1 の原材料の基準による。	—
添加物	表1 の添加物の基準による。	—
内容量	表1 の内容量の基準による。	—

表5-しきょうゆの等級ごとの品質基準

区分	特級	標準	上級	標準
製造方式	表1 の製造式の基準によ る。	—	—	標準
性状	よく溶解、熟成した醸造し ろしうゆの特徴である独特の深い、こ 特の深いにはく（琥珀）色を呈し、特 有の香りと円熟した塩味及 した塩味及びうまみを有し ており、その全てが良好で、か なり芳醇なこと。	よく溶解、熟成した醸造し ろしうゆの特徴である独特の深い、こ 特の深いにはく（琥珀）色を呈し、特 有の香りと円熟した塩味及 した塩味及びうまみを有しておあり、そ の全てが良好であり、か なり芳醇なこと。	しそしょうゆや独特的の深い、こ はく（琥珀）色を呈し、特 有の香りと円熟した塩味及 びうまみを有しておあり、そ の全てが良好であり、か なり芳醇なこと。	しそしょうゆや独特的の深い、こ はく（琥珀）色を呈し、特 有の香りと円熟した塩味及 びうまみを有しておあり、そ の全てが良好であり、か なり芳醇なこと。
色度	5.2 によって試験したとき、 る。 ^a (明度指数) = 76.7, ^b $\alpha^* = 12.5$, ^c $\beta^* = 81.9$ とする。] 以上。	5.3 によって試験したとき、 0.40 g/100 mL 以上 0.80 g/100 mL 未満。	5.3 によって試験したとき、 0.40 g/100 mL 以上 0.60 g/100 mL 未満。	5.3 によって試験したとき、 10 g/100 mL 以上。
全窒素分	5.4 によって試験したとき、 16 g/100 mL 以上、ただし、 添加した砂糖類を含まない ものであること。	5.4 によって試験したとき、 13 g/100 mL 以上。	5.4 によって試験したとき、 10 g/100 mL 以上。	5.4 によって試験したとき， 10 g/100 mL 以上。
無盐可溶性固形分	5.5 によって試験したとき、 12 g/100 mL 以上。	5.5 によって試験したとき、 9 g/100 mL 以上。	5.5 によって試験したとき， 6 g/100 mL 以上。	5.5 によって試験したとき， 6 g/100 mL 以上。
直交遷元糖	次のもの以外のものを使用してないこと。	—	—	—
原材料	a) 大豆 b) 小麦、大麥及び裸麦 c) 小麦グラテン d) 食塩 e) アミノ酸液、酵素分解酵母及び酵母分解物液 f) 砂糖類 g) アルコール、焼酎及び精霊酒 h) 米発酵調味料、醸造酢、みりん及びみりん風調味料	—	—	—
添物	表1 の添物の基準による。	—	—	—
内容量	表1 の内容量の基準による。	—	—	—

5 試験方法

5.1 一般

- 試験に使用する試験及び器具は、次による。
- 水 **JIS K 0557** に規定する A2 又は同等以上のもの。
 - 試業 日本産業規格の規格に適合するもの。
 - 分解促進剤 硫酸カリウムと硫酸銅 (II) 五水和物を 9 : 1 の割合で混合したもの。
 - ほう酸溶液 ほう酸を水で加温溶解し、1,000 mL 中に 10 g~40 g のほう酸を含むよう調製したもの。
 - プロモクレールグリーン・メチルレッド混合指示薬 95%エタノール 200 mL 中にプロモクレールグリーン 0.15 g 及びメチルレッド 0.10 g を含むよう調製したもの。

5.3.2 ケルダール法

5.3.2.1 測定の手順

- 測定の手順は、次による。
- 試料の分解 試料の分解は、次のいずれかによる。なお、試料の採取に用いる体積計は、ピストンを備えた空気置換式又は直接置換式のもののうち、**JIS K 0970** に従い、1 mL の設定容積において、系統誤差及び偶然誤差を求める、それぞれは 1.0 %以内、0.3 %以下であるものとする。当該体積計が利用できない場合は、試料の密度を **JIS K 0061** に従い測定し、試料約 1.0 g~1.3 g を 0.1 mg の単位まで正確に量ることによって、試料採取量 (mL) を算出する。なお、空気置換式体積計を試料の採取に用いる場合は、リバースピベット法 (プローブアワトを含めた 2 段階で液体を排出するビベット) において、プローブアワト分の試料溶液を吸引し、設定体積を採取する方法による。

- 1) 出力可変式分解装置を用いる場合 試料 1 mL を 50 mL ～ 300 mL 容ケルダールフラスコに入れ、分解促進剤 5 g 及び硫酸銅約 8 mL を加える。出力可変式分解装置で溶立ちは温やかになるまで弱く加熱し、その後出力を最大にする。分解液が清澄しになった後、さらに約 90 分間加熱を続ける。全加熱時間は 2 時間に以上とする。分解終了後、室温まで放冷し、以降の蒸留に用いる装置の最適な処理容量に応じて水 20 mL ～ 50 mL を加え、必要に応じて弱く加熱して分離物を溶解する。空試験については、試料を入れずに同様の操作を行う。
- 2) 加熱ブロック分解装置を用いる場合 試料 1 mL を 250 mL ～ 300 mL 容分解チューブに入れ、分解促進剤 5 g 及び硫酸銅約 8 mL を加える。200 °C に設定した加熱ブロック分解装置で立ちが温やかになるまで加熱し、その後 120 °C にする。分解液が清澄しなった後、さらに約 90 分間加熱を続ける。分解終了後、室温まで放冷し、以降の蒸留に用いる装置の最適な処理容量に応じて水 20 mL ～ 50 mL を加え、必要に応じて弱く加熱して分解液を溶解する。空試験については、試料を入れずに同様の操作を行う。なお、加熱ブロック分解装置において、発生する硫酸ミストに対する排気ニードル等を備え、安全な分解環境が確保できる場合は、硫酸添加後、30 %過酸化水素約 1 mL を加えることによって、発泡等による分解が開始してよい。発泡等によって分解液の漏出のおそれがある場合は、加熱を中止し、発泡を収まるまで分解した後、再び加熱を開始する。
- b) 蒸留 蒸留は、次の手順による。

- 1) 塗入・奥田式蒸留装置を用いる場合 蒸留液捕集容器（以下「捕集容器」という。）にはう酸溶液 25 mL ～ 30 mL を入れ、プロモクリレールグリーン・メチルレッド混合指示薬を 2 ～ 3 滴加え、これを留液流出口が液中に浸るように置く。分解液の入ったケルダールフラスコを蒸留装置に接続し、16 g 以上の水酸化ナトリウムを含むよう 25 % ～ 45 % の水酸化ナトリウム溶液を加え分解液をアルカリ性にし、留液が 100 mL 以上得られるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込み。
- 2) パレナス・ワグナー型蒸留装置を用い、分解液の一部を蒸留する場合 捕集容器にはう酸溶液 25 mL ～ 30 mL を入れ、プロモクリレールグリーン・メチルレッド混合指示薬を 2 ～ 3 滴加え、これを留液流出口が液中に浸るように置く。分解液を蒸留管に水 3 mL で洗い込み、蒸留管容量を応じて 30 mL 以上とす。16 g 以上の水酸化ナトリウムを含むよう 25 % ～ 45 % の水酸化ナトリウム溶液を加え分解液をアルカリ性にし、留液が 100 mL 以上得られるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込み。
- 3) パレナス・ワグナー型蒸留装置を用い、分解液の一部を蒸留する場合 分解液を 100 mL 容全量プラスコに水で洗い込み、定容としたものを供試液とする。捕集容器にはう酸溶液 25 mL ～ 30 mL を入れ、プロモクリレーン・メチルレッド混合指示薬を 2 ～ 3 滴加え、これを留液流出口が液中に浸るよう 4 g 以上の水酸化ナトリウム溶液を加え供試液を入れ、自動蒸留装置と自動滴定装置を組み合わせた装置では、装置に適した方法で蒸留及び滴定する。
- 4) 自動蒸留装置を用いる場合 捕集容器にはう酸溶液 25 mL ～ 30 mL を入れ、プロモクリレールグリーン・メチルレッド混合指示薬を 2 ～ 3 滴加え、これを留液流出口が液中に置く。分解液 20 mL 及び 16 g 以上の水酸化ナトリウムを含むよう 25 % ～ 45 % の水酸化ナトリウム溶液を加え分解液をアルカリ性にし、自動蒸留装置の操作方法に沿い留液が 100 mL 以上得られるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込み。自動蒸留装置と自動滴定装置を組み合わせた装置では、装置に適した方法で蒸留及び滴定する。

- c) 滴定 滴定は、次の手順による。
- 1) 手動滴定（滴定の終点を指示薬の変色によって目視で判定する方法） パラナス・ワグナー型蒸留装置を用いて、分解液の一部を蒸留して得られた留液にあつては 0.025 mol/L 硫酸で、それ以外の分解液の全部を蒸留して得られた留液にあつては 0.05 mol/L 硫酸で、25 mL 容ビュレットを用いて滴定する。滴定値は 0.01 mL まで記録する。空試験で得られた留液にて微赤色を呈したところを終点とする。滴定値は 0.01 mL まで記録する。空試験で得られた留液にて微赤色を呈したところを終点とする。
- 2) 自動滴定（滴定の終点の判定を自動で行う方法） 自動滴定装置の操作方法に従って滴定する。空試験で得られた留液についても同様に滴定する。

5.3.2.2 計算

- 全窒素分は、次の式によることによって求めめる。
- $$N = \frac{n}{m} \times 100 \times \rho$$
- ここで、 N：全窒素分 (g/100 mL)
n：検量線から得られた窒素量 (mg)
m：試料採取量 (g/mL)

5.4 無塩可溶性固形分

- 1) 可溶性固形分の測定
- 可溶性固形分は、試料及び糖用屈折計を 20 °C に保った時の示度を読み取り、その値をハーセントで表したものとする。

a) 分解液の全部を蒸留し、滴定した場合

$$N = \frac{(T - B) \times F \times M \times A \times 2}{1,000 \times V} \times 100$$

b) 分解液の一部を蒸留し、滴定した場合

$$N = \frac{(T - B) \times F \times M \times A \times 2}{1,000 \times V} \times \frac{100}{25} \times 100$$

ここで、 N：全窒素分 (g/100 mL)

T：試料溶液の滴定に要した滴定液の体積 (mL)
B：空試験の滴定に要した滴定液の体積 (mL)

F：滴定液のファクター

M：窒素の原子量 14.007

A：滴定に用いた硫酸の濃度 (mol/L)

V：試料採取量 (mL)

5.3.3 燃焼法

5.3.3.1 測定の手順

- 測定は、次のように。
- a) 各燃焼法全窒素測定装置の操作方法に従って検量線作成用標準品〔エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)、DL-アスパラギン又は他の同純度の標準品 [5.1.0-④]〕において用いたものを除く。〕を 0.1 mg 以下の単位まで正確にはりとり、各装置に適した方法で測定し、検量線を作成する。
- b) 各燃焼法全窒素測定装置の操作方法に従って試料を 100 mg 以上採取する場合は 0.1 mg の単位、試料を 100 mg 未満、40 mg 以上採取する場合は 0.01 mg の単位まで正確にはりとり、各装置に適した方法で測定する。なお、試料の採取方法は、正確に設定容量ができる体積計（ピストンを備え、空気層容量が設定容量の 25 % 以下の空気置换式又は直接置換式のものうち、JIS K 0970 に従い、設定容量において系統誤差及び偶然誤差を求め、それぞれは 10 % 以内、0.3 % 以下であるもの。）を使用する方法に代えてよい。
- c) 試料の密度を JIS K 0961 に従い、測定する。

5.3.3.2 計算

- 全窒素分は、次の式によつて求めめる。

$$N = \frac{n}{m} \times 100 \times \rho$$

ここで、 N：全窒素分 (g/100 mL)
n：検量線から得られた窒素量 (mg)
m：試料採取質量 (g)

- なお、5.3.3.1 b)において、試料を体積計によつてはかりとする場合にはあつては、全窒素分は、検量線から得られた窒素量を設定容量で除することによって求める。

5.4.2 食塩分の測定

5.4.2.1 一般

食塩分の測定は、電位差滴定法又はモール法によって測定する。

5.4.2.2 試料溶液の調製

試料 5 mL を全量ビペットを用いて 250 mL 容全量フラスコににはかりとり、水を加えて定容としたものを試料溶液とする。なお、試料溶液は、正確に一定容量をはかることができる装置を使用して試料を採取し、これを水で希釈したものと見てよい。

5.4.2.3 滴定

滴定は、次のいずれかによること。

- a) **電位差滴定法** 試料溶液 10 mL を全量ビペットを用いて 100 mL～200 mL 容ビーカーにとり、電極が浸る高さまで水を加えた後、硝酸 (1 + 1) 1 mL 及びサイエン 20 溶液 1 mL を加え、これを電位差滴定装置に装着する。かき混ぜながら 0.05 mol/L 又は 0.1 mol/L 硝酸銀溶液で滴定し、滴定装置の触角に滴定液を注入して、終点を検出する。空試験にては、試料溶液の代わりに水を用いて同様に滴定する。この場合には、終点が検出されないととき又は滴定が正確に行なうことができないときは、その滴定値は 0.01 mL 未満とのときは、その滴定値は 0 mL とする。なお、電位差滴定装置の終点判別を正確に行なうためには、硝酸銀溶液の濃度を変更してよい。また、ツイーン 20 溶液の代わりに、電位差滴定装置に滴したオニオン界面活性剤を含む溶液を使用してよい。
- b) **モール法** 試料溶液 5 mL を全量ビペットを用いて磁懸浮器Ⅲ又は三角フラスコにとり、指示薬として 2 %クロム酸カリウム溶液を 1 mL 加え、0.02 mol/L 硝酸銀溶液で褐色ピュレットを用いて滴定する。液の色が微橙色になる点を終点とする。空試験について、試料溶液の代わりに水 5 mL を用いて同様に滴定する。この場合において、1 滴で明らかに終点を超える色を呈したときは、その滴定値は 0 mL とする。

5.4.2.4 計算

食塩分は、次の式によつて求めめる。なお、5.4.2.2 において、試料溶液を正確に一定容量をはかることができる装置を使用して試料を採取し、これを水で希釈したものに代えた場合、a)にあつては計算式中 “ $\times (250/10)$ ” を、b)にあつては計算式中 “ $\times (250/5)$ ” を削る。

a) 電位差滴定法

$$D = \frac{T - B}{1000} \times A \times F \times M \times \frac{250}{10} \times \frac{1}{V} \times 100$$

b) モール法

$$D = \frac{T - B}{1000} \times A \times F \times M \times \frac{250}{5} \times \frac{1}{V} \times 100 \times C$$

ここで、 D : 食塩分 ($g/100\text{mL}$)
 T : 試料溶液の滴定に要した硝酸銀溶液の体積 (mL)
 B : 空試験の滴定に要した硝酸銀溶液の体積 (mL)
 A : 滴定に用いた硝酸銀溶液の濃度 (mol/L)
 F : 硝酸銀溶液のファクター
 M : 58.44 (塩化ナトリウムの式量)
 V : 試料採取量 (mL)
 C : 補正係数 (いろしうらしょうゆ : 1.00, うすくちしおうゆ : 0.99, こいくちしうらしょうゆ : 0.97)

制定等の履歴

全部改正 平成16年9月13日農林水産省告示第1703号
改 正 平成21年8月31日農林水産省告示第1218号
改 正 平成26年8月29日農林水産省告示第1140号
改 正 平成27年5月28日農林水産省告示第1387号
改 正 平成27年12月3日農林水産省告示第2596号
改 正 令和元年6月27日農林水産省告示第475号
最終改正 令和3年1月25日農林水産省告示第186号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和3年1月25日農林水産省告示第186号
令和3年2月24日から施行する。